

藤井寺保健所運営協議会開催結果報告書

令和7年度 第1回	日 時	令和7年7月10日(木)	出席者	委員 22名	協 議 会 役 員 名	会長	加藤 治人
	場 所	藤井寺保健所2階講堂		職員 23名		副会長	藤本 恭平
傍聴者 4名			副会長	—			
議 事	議事の要点		委員の意見	保健所の回答		付記	
1 令和6年度 大阪府藤井寺保健所事業の概要について	(1)企画調整課業務について (2)衛生課業務について (3)地域保健課業務について		(1) 難病患者や要支援児者の災害時の避難訓練については保健所単独か、それとも居住地の市町村と連携して行っているのかをお聞きたい。 要支援者の災害時避難に係る名簿作成については、保健所で災害時の相談を受ける際には保健所からも登録を進めていただきたい。 (2) 検体検査でLAMP法を使用しているとのことだが、これら遺伝子を見る検査と生体検査についてどのような関係があるのかをお聞きたい。	(1) 難病患者や要支援児者の災害時訓練については、対象となる患者様の希望や状況に合わせて関係者、市町村担当者や主治医、訪問看護師等、対象の患者様と関わっている職種の方々に呼び掛けて順次行っているところ。 (2) LAMP法は遺伝子検査の一つで菌が死んでいても検出できる。風呂水等の環境水について保健所が検査をするが、LAMP法と培養法の両方で検査を行っている。LAMP法では約4時間、培養法は7日後に結果判明となる。LAMP法で陽性となっても、菌が死滅している場合は培養法では陽性とでない。			
2 大阪府受動喫煙防止対策の取組	大阪府と藤井寺保健所管内における受動喫煙防止の取組の状況説明		加熱式たばこ電子たばこが出回っていると思うが、今規制で電子たばこはニコチンは使用できないとなっているので、規制がかからないのではないと思うがいかが。店に入った場合、加熱式たばこが電子たばこかわからないということになると、規制はどうなるのか。	加熱式たばこは一般のたばこ同様、規制の対象になる。電子式たばこも危険な成分が入っていたりするものもある。見た目ではわからないこともあり、どちらも屋内等で吸うと通報される可能性があると考ええる。			
3 保健所の感染症対応について	大阪府及び藤井寺保健所における感染症対応の現況と今後の対応についての説明		(1) 議題3について、新型コロナウイルス感染症が2類から5類になったことで今後自治体としてはどのような対応を考えていけばいいか。 新感染症への対応のため、関係諸機関で取り組む必要があるのではないかと考えているが、そこに保健所としてもぜひ参画していただきたい。 また新感染症対策訓練において、市町村や関係機関にも必要な情報提供を行えるよう訓練に反映させてほしい。 (2) 新型コロナについて、ウイルスのリスクは変わらないまま2類から5類になり、どのように対応していけばいいか、医療関係者の多くは戸惑ったと思う。 また新型コロナウイルスが発症したときに医療機関への情報提供が不十分で、誤情報も出回ったことなどが対応が遅れた理由ではないか。情報発信は非常に大事。感染症に対しては医療関係者はもとより、国民全体が一緒になって対応していかなければならない問題だと思う。	新型コロナウイルス感染症の対応については、季節性インフルエンザに準じた対応となっている。ただし今後変異等による特性の変化の状況によっては対策を考えていく必要があるが、手洗い、換気、必要時のマスクの基本的な感染対策が大切である。 新感染症の対応については、保健所としても関係機関とどのように連携していくかを一緒に考えていく必要があると考えている。 情報提供については、新型コロナの際にはデマや誤情報による差別や偏見が問題になった。正しい情報の発信と共有が重要だと考えている。			
4 その他	保健所業務全般について		なし				